

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例案 補足資料

【平成31年1月24日総務省説明資料より作成】

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

○消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。

※この措置による地方税の減収（500億円程度：令和元、2年度の合計）については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

対 象

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

[参考] 環境性能割の税率

区 分	税 率		
	自家用 軽自動車	営業用	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又は H21規制からNOx10%低減達成)	非課税	非課税	
ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準+20%達成	非課税	
	2020年度基準+10%達成		
	2020年度基準達成	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成	2%	1%
上記以外	2%	2%	

(注)ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件：
H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制
からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。

軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例(軽課)に係る見直し

【改正前】

取得期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日
 軽課年度:令和元年度(取得の翌年度のみ)

【改正後】

取得期間:令和3年4月1日～令和5年3月31日
 軽課年度:令和4年度、令和5年度(取得の翌年度のみ)
 ※令和元、令和2年度取得分については、現行の特例措置を延長する。

軽自動車税

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減



区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。